# 新しい国保運営協議会委員が委嘱されました

周防大島町国民健康保険運営協議会が2月1日、

新たな委員さんに町長から委嘱状が交付

たちばなケ

周防大島町国民健康保険運営協議会委員

任期: 平成 29年1月1日から平成30年12月31日まで

(粉称鸭)

ジに掲載しています。なお、

問題提起がありました。審議内容につきましては、町ホームペー 議が行われ、医療費の動向や国保税の収納状況等に対する意見・

新しい委員さんは次のとおりです。

課方法や保険給付の内容など、国民健康保険事業の運営に関す

町長の諮問に基づき、国民健康保険税の賦

る重要事項について審議が行われます。

当日は、委嘱状を受理された後、新年度予算原案について審

されました。

この協議会では、

アプラザで開催され、

(可又作)中日/	
委員の区分	委員氏名(所属団体等)
被保険者を代 表する委員	松岡宏和、福田みちゑ、中西清美、山田修
保険医・保険 薬剤師を代表 する委員	正木純生(郡医師会)、嶋元徹(郡医師会)、岡 田秀樹(郡歯科医師会)、岩重秀二(柳井薬剤師会)
公益を代表す る委員	中元みどり(郡連合婦人会)、西村高明(町老人 クラブ連合会)、中本博明(町自治会連合会)、 松井岑雄(町議会)

(被保険者代表委員、保険医・保険薬剤師代表委員、 公益代表委員とも各4人、合計12人)

> ◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 **2**0820 (73) 5502

### 後期高齢者医療保険料の 年金天引き(特別徴収)4月開始について

差し引かれている年金からの天引き(特別徴収)によ 納めていただくようになります。 後期高齢者医療保険料は、 原則として介護保険料が

料の天引きが開始されます。 次に該当する方は、4月に受給される年金から保険

## ①本年2月に年金から天引きされた方

### ②昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険 者となり、年金の受給額が年18万円以上の方

金受給額の2分の1を超えないとき) 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、

年

ならない場合があります。 など複数の年金を受給している場合は、 ※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金 年金天引きと

険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更 の申請を行ってください。 で口座振替の手続きをした後、 払った人に適用されます。希望される方は、金融機関 に変更することができます。口座振替に変更した場 合、税申告での社会保険料控除は、 年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付 (納付状況により変更でき 役場健康増進課医療保 口座振替により支

### 「子育てブック」 を配布しています

未就学児を対象とした子育てに関わる制度をご利用いただくために、保育・母 子保健サービスや相談窓口、医療機関等を掲載した「子育てブック」を毎年度発 行しています。保育園、子育て支援センター、保健師等を通じて対象世帯へお届 けしています。平成29年度版は4月に発行します。また、町ホームページでも 閲覧することができます。ぜひ、ご覧ください。

■問い合わせ 福祉課 電話0820(77)5505

**3**0820 (73) 5502

健康増進課 医療保険班

ない場合もあります。)

■問い合わせ